

## 第7章 計画の推進体制

## 1 住民参加による地域福祉活動の展開

### 1 - 1 地域における推進組織の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるためには、身近な地域での支えあいが必要です。地域での支えあいを推進していく上で、自治会や老人クラブをはじめとした地域福祉活動を行っている様々な組織の役割が重要です。こうした地域組織の活動を推進します。

### 1 - 2 ボランティア・NPO活動の推進

ボランティア団体の活動目的は、高齢者・障がい者(児)福祉、子育て支援、環境問題と様々です。

今後も、健康増進、介護予防、在宅福祉のサポート等、保健福祉サービスへの市民参加の促進を図る上で、ボランティア団体の協力は必要不可欠であり、社会福祉協議会を通じて行政との協力体制を構築していきます。

## 2 保健・福祉のマンパワーの確保

事業所職員をはじめ、介護や障がい者支援に携わってきた人員の介護離れが大きな社会問題となっており、高齢者の介護サービスを充実する上で、介護職員の人材確保は必要不可欠な問題となっています。

今後、県等の関係機関と連携を深め、介護に従事する人材を確保する機会づくりに取り組みます。

### 3 計画の推進体制

#### 3 - 1 計画の進行管理

計画の進行を的確に把握して事業を推進するために、介護保険運営協議会に進行状況を報告するとともに、行政評価システムなどを活用しながら、より本市にふさわしい計画として実現を目指します。

#### 3 - 2 庁内及び関係行政機関等の連携体制の強化

計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護の各機関との連携が欠かせないものになります。したがって、関係者や市民に計画の趣旨や内容の周知を図り、関係機関や地域団体との連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

庁内では関係各課による連携の強化や、本市の総合計画に基づく計画の推進により、事業の実現を図っていきます。

#### 3 - 3 サービス提供事業者等の取り組み

各種サービスの需要を把握し、必要なサービスの提供に努め、市内の介護サービス事業所間で、情報提供、意見交換を図るための連携強化を進めるとともに、講演、研修等による人材の育成とサービスの質の向上を目指します。

また、市民に対し、事業者のサービス内容を分かりやすく情報提供し、利用者がサービス提供事業者を適切に選択できるよう努めます。